資料５

ひとにやさしいまちづくり推進指針(2025～2029）の概要

１　指針の性質

(1)県の行動指針

県がユニバーサルデザインの考え方を様々な分野の施策に取り入れ、ひとにやさしいまちづくり施策を総合的かつ計画的に推進するための行動指針として、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）に基づき策定するもの。

(2)県民、事業者、民間団体、市町村のガイドライン

県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むためのガイドラインとしての性格を併せ持つもの。

２　推進期間

令和7年度～令和11年度（5か年）

【これまでの策定状況】

・平成　8年度～平成12年度　・平成27年度～平成31年度
・平成13年度～平成20年度　・令和　2年度～令和　6年度
・平成21年度～平成26年度

ユニバーサルデザインの7つの原則

原則1　公平に使用できること
原則2　使う上で、柔軟性があること
原則3　簡単ですぐ使えること
原則4　感覚で情報がわかること
原則5　エラーに対する許容性があること
原則6　労力が少なくて済むこと
原則7　近づきやすく、使用しやすい大きさと空間であること

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長
ロナルド・メイス氏が提唱

下の二次元コードは**音声コード**「Uni-Voice」です。専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

3 今回の指針策定にあたってのポイント

(1)ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況

○ 人口減少、少子化・高齢化のさらなる進行

・総人口 R1) 123万人 ⇒ R5) 116万人
・合計特殊出生率 H30) 1.41 ⇒ R5) 1.16
・高齢化率 R1) 33.1% ⇒ R5) 35.2%
・認知症高齢者数 H30) 48,156人 ⇒ R4) 50,121人
※認知症日常生活自立度Ⅱa以上

○ 障がい者の現状

・身障手帳交付数 H30) 51,598人 ⇒ R5) 47,899人
・療育手帳交付数 H30) 12,106人 ⇒ R5) 12,621人
・精神通院受給者数 H30) 20,093人 ⇒ R5) 23,139人

○ 国際化の進展

県内在留外国人数
H30) 7,187人 ⇒ R5)10,173人
外国人観光客数
H30)344,140人回 ⇒ R5) 327,018人回

(2)制度・施策の改正等の状況

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（令和3年）
全ての事業者への合理的配慮の義務付け(令和6年4月施行)
○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定（令和4年）
○ こども基本法の制定（令和4年)、 こども家庭庁の創設（令和5年）
○ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定 （令和5年）
○ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年）
○ 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例の制定
（令和6年岩手県条例第35号）

(3)ひとにやさしいまちづくりに関する意識

希望郷いわてモニターアンケート「ひとにやさしいまちづくりに関する意識調査」
〇実施時期　令和6年5～6月
〇調査対象　182名　〇有効回答数　151名（回答率83.0%）

➤「ユニバーサルデザイン」の言葉の認知度について

	≪令和6年度調査≫	≪令和元年度調査≫
以前から知っていて、意味も理解していた	26.5%	17.4%
以前から知っていて、意味も何となく理解していた	42.4%	45.4%
以前から聞いたことはあったが、意味は知らなかった。	19.9%	21.9%
全く聞いたことがない	10.6%	14.3%

➤公共施設・交通機関・道路等を利用、移動する際のバリアについて

よく感じる	19.9%	25.5%
たまに感じることがある	61.6%	60.2%
ほとんど感じたことがない	17.2%	14.3%

具体例：歩道の凹凸や狭さ、多目的トイレの少なさ・使いにくさ、出入り口の段差　など

➤公共的施設の設備管理、施設利用時の応対・配慮等への不便さ・不満について

よく感じる	10.6%	9.2%
たまに感じることがある	37.1%	40.8%
ほとんど感じたことがない	52.3%	48.5%

具体例：施設のバリアフリー情報の不足、通路に障害物がある、車椅子駐車場区画の巡回指導未実施　など

（4）次期指針策定に向けた主な観点

【これまでの取組みによる普及等の状況】

○ これまで、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づくひとにやさしいまちづくりや「心のバリアフリー」の取組を進め、着実に浸透してきた一方で、多機能トイレやひとにやさしい駐車場（車椅子駐車場）を本来必要とする人が使えないことがあるなど、正しい理解や配慮がなされていないという声が寄せられています。

○ ユニバーサルデザインの考え方や各種設備や制度について、県民による正しい理解の一層の促進を図るため、更なる普及啓発等の取組を進めていくことが必要です。

【本県の施策の方向性】

○ 人口減少、少子・高齢化、国際化の進展などの状況を踏まえ、県民全体が多様な分野で主体的に活躍できる社会づくりが必要です。

○ 令和5年に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期政策推進プランでは、「Ⅰ 健康・余暇」、「Ⅳ居住環境・コミュニティ」、「Ⅹ参画」を中心に10の政策分野にわたって、ユニバーサルデザインの推進を図るとともに、誰もが社会の中でつながり、支え合うソーシャル・インクルージョンの観点に立ち、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会づくりに取り組んでいくこととしています。

心のバリアフリー

○ 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

○ 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

○ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」より

ソーシャル・インクルージョン

社会的包摂。全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

4 指針の基本的考え方

(1)目指す姿

ひとにやさしいまちづくりへの県民全体の参画により、全ての人が、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域共生社会

(2)基本視点

① 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視

信頼関係の構築、課題の共有、お互いのニーズの理解、すり合わせなど、双方向で十分な議論により合意を目指していく建設的対話が重要です。

② 取組の発展的推進(終わりなき取組)

インターセクショナリティの観点を踏まえ、「終わりなき取組」として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。

③ さりげないデザインへの配慮

誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインや必要とする人が分かりやすいような配慮が必要です。

④ 柔軟で持続可能な取組

それぞれの状況に応じ、できるところから、柔軟かつ、持続可能なものとして取り組んでいくことが重要です。

インターセクショナリティ

○ 交差性。年齢、性別、障がいや性的指向など、様々なアイデンティティが交差することで、差別や排除、生きにくさなどの社会的困難がより複雑化・増幅することがあるという視点。

○ 単一のアイデンティティへの配慮や支援だけではなく、多角的な視点から、一人ひとりの状況に寄り添う姿勢が必要です。

5 施策の具体的な推進方向

推進方向　5つの柱	施策の具体的な推進方向(項目)
1 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする**『ひとづくり』**	(1) 意識啓発の促進 (2)学ぶ機会の充実 (3) 人材・組織の育成
2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる**『まちづくり』**	(1) まちづくり全体 (2) 公共的施設・建築物 (3) 交通機関等 (4)道路 (5)住宅 (6) 観光地 (7)公園・水辺空間等 (8)商店街
3 全ての人に使いやすい**『ものづくり』**	(1) 製品開発 (2)製品利用
4 全ての人が必要な時に必要な形で受け取ることができる**『情報発信』**	(1) 情報発信方法の工夫 (2)情報発信内容の充実 (3) 情報化対応
5 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる**『参画』**	(1) 雇用・労働環境整備の促進 (2) 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

5 施策の具体的な推進方向

推進方向1 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする『ひとづくり』

全ての人が、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ(LGBT等)、けがや病気を持つ方など、生活のしづらさを抱えた多様な人の存在を理解し、個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動への参加を可能にすることがひとにやさしいまちづくりを推進するための基本となります。

(1)意識啓発の促進

ア あらゆる媒体を通じた広報活動
イ 研修会等の開催
ウ 多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知
エ 公共施設の点検活動、心のバリアフリーと連携した取組
オ 優良な取組に対する表彰
カ 民間団体の活動への参加促進
キ ひとにやさしい駐車場(車椅子駐車場)適正利用の促進
ク ヘルプマーク等各種マークの普及とお互いに支え合う心の醸成の促進

(2)学ぶ機会の充実

(学校教育)

ア 障がいのある児童生徒とない児童生徒とが共に学ぶ機会の拡充、特別支援教育への理解増進等
イ ひとにやさしいまちづくり、心のバリアフリーに関する児童生徒の理解促進
ウ 学校への講師派遣、体験学習実施の調整
エ 高齢者や障がい者などとの交流促進

(生涯学習・社会教育)

オ 学習機会や情報の提供
カ 多様な体験活動への参加促進

(3)人材・組織の育成

ア 事業者等向けの研修、接遇マニュアルの普及
イ 行政担当者、支援担当者の資質向上
ウ 県立大学と連携した情報収集・情報発信
エ 地域の実情に応じた連携・協働ネットワークづくり
オ 福祉ボランティアの活動促進
カ 災害派遣福祉チームの育成や派遣体制の充実強化
キ 災害ボランティアセンターや災害支援組織等との連携

5 施策の具体的な推進方向

推進方向2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』

「まち」は人々が、様々な形で社会に参画し、自己実現を図る場です。全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」を目指し、建築物、交通機関、道路、住宅、公園・観光地等の憩いの空間、商店街等の改善の促進に取り組みます。

(1)まちづくり全体

ア 市町村におけるバリアフリー法に基づく基本構想・マスタープランの策定支援
イ 県が策定する各種計画へユニバーサルデザインの考え方の取り込むことによる総合的なまちづくりの促進
ウ 県が新たに整備する施設をモデルとした波及促進
エ 他県の優良・先進事例の情報収集や取組への活用
オ 復興まちづくり完了後のユニバーサルデザインを取り入れた取組支援
カ ひとにやさしい駐車場(車椅子駐車場)の更なる拡充

(2)公共的施設・建築物

ア 建築関係団体等への研修会の実施、優良事例の普及
イ 公共的施設等の点検活動の成果の活用等
ウ 県施設の率先した整備
エ ひとにやさしいまちづくり推進資金(低利融資制度)の利用促進
オ 「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の活用促進
カ 施設新設時のワークショップ
キ 公共的施設整備基準への適合促進
ク 本県の気候風土を踏まえた施設等についての指導・周知
ケ 公共的施設整備基準の適宜見直し
コ 避難施設のユニバーサルデザイン化等への支援

(3)交通機関等

ア 誰もが利用しやすい公共交通機関の整備
イ 誰もが利用しやすい、ノンステップバス等の導入促進
ウ 利用者の移動の円滑化を図るため、駅や主要停留所周辺の整備に向けた働きかけ
エ 音声による案内など、誰もが円滑に移動することができるような交通施設等での情報提供の促進
オ 情報技術を活用した、渋滞緩和や定時運行等の取組促進

5 施策の具体的な推進方向

推進方向2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』

(4)道路

ア 歩道や交通安全施設の新設・維持修繕への取組
イ 迅速で適切な除雪の実施等

ウ 分かりやすい道路標識や案内標識への英語表示等の取組

(5)住宅

ア 県営住宅、民間共同住宅のユニバーサルデザイン化の促進
イ 個人住宅のバリアフリー化、「温熱環境上のバリアフリー」化の促進
ウ 本県の気候風土を踏まえ、高齢者等の居住に配慮した「岩手型住宅」の推進

(6)観光地

ア 宿泊施設等のバリアフリー対応状況の情報発信や官民連携によるユニバーサルツーリズムの推進
イ 案内表示の多言語標記や外国人対応が可能な案内所の設置促進
ウ 観光関連団体と連携した研修会や心のバリアフリーの周知

(7)公園・水辺空間等

誰もが利用しやすいよう、トイレ、遊具、遊歩道、案内表示等のユニバーサルデザイン化を促進

(8)商店街

誰もが円滑にショッピングできるよう、駐車場やトイレ等設備の設置、案内や商品展示の改善、接遇の向上等の取組を促進

5 施策の具体的な推進方向

推進方向3 全ての人に使いやすい『ものづくり』

ひとにやさしいまちづくりは、日常生活、社会生活を通じた様々な場面で「連続」していることが必要であり、私たちが日常生活で使用するいろいろな「もの」についても全ての人に使いやすいものであることが重要です。そのために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた製品開発、製品利用の促進を支援していきます。

(1)製品開発

ア 岩手県工業技術センターにおける商品開発やデザインの普及啓発、事業者への技術支援

イ 事業者に対する利用者ニーズ、新たな技術や先進的な取組についての情報提供

ウ 事業者、研究機関、利用者、行政等による連携、情報共有の促進

エ 利用者ニーズや商品の使いやすさの視点での助言

オ 優良事例の収集や表彰の実施

(2)製品利用

ア 実際に見て、触れてユニバーサルデザイン製品の理解を深めることができるよう、開発製品の展示等を実施

イ ユニバーサルデザイン製品にかかる表彰等を通じた県民意識の向上と製品利用の促進

ウ ユニバーサルデザイン製品の市場拡大に向け、販路開拓支援等の取組を促進

5 施策の具体的な推進方向

推進方向4 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』

円滑な社会生活を送る上で、全ての人が、必要な情報を、必要なときに、必要な形で受け取り、または発信できることが重要です。そのために、情報通信技術(ICT)の活用を促進するとともに、複数の方法による情報提供、緊急時の情報発信方法の仕組みづくり等に取り組みます。
また、施設等の整備が進んでも、その情報を得ることができなければ、円滑な社会生活を送ることは困難です。ユニバーサルデザイン施設等に関する情報収集・情報発信に取り組みます。

(1)情報発信方法の工夫

ア 多様な広報媒体を通じて、また、複数の知覚、言語による情報発信
イ 情報発信の種類や受取方法などのユニバーサルデザイン化促進
ウ 庁舎内の案内表示等のユニバーサルデザイン化
エ 避難行動要支援者への複数手段による防災情報の発信を促進
オ 多言語や、やさしい日本語による案内表示、災害情報の発信
カ 視覚障がい者及び聴覚障がい者等への情報発信の充実

(2)情報発信内容の充実

ア 「ユニバーサルデザイン電子マップ」等、掲載内容の充実
イ 「いわてバリアフリー観光情報案内所」を活用した宿泊施設情報の発信

(3)情報化対応

ア 情報ユニバーサルデザイン環境の整備を促進
イ 全ての人に使いやすい情報機器類の普及を促進
ウ システム利用手続の拡大や利活用促進などを行い、利便性の向上
エ 情報リテラシー向上の取組推進や情報モラルやインターネット利用のルールに関する普及啓発

5 施策の具体的な推進方向

推進方向5 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』

ひとにやさしいまちづくりは、そもそも、全ての人が活躍できる社会づくりを目的とするものです。
全ての人が多様なライフスタイルに応じた就労の場を確保し、能力を発揮できるよう、雇用・労働環境整備の促進等に取り組みます。
また、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりに取り組みます。

(1)雇用・労働環境整備の促進

ア 働き方の改善に取り組み、魅力ある職場づくりの推進
イ 一人ひとりの状況に応じた新しい働き方ができる環境整備を促進
ウ 作業の軽減や就業環境の整備を促進
エ 子育てや家族介護等の支援の充実
オ 性別を問わずに参画できる社会に向けた意識啓発等の取組
カ 障がい者の自立生活や就労への支援

(2)誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

ア ひとにやさしいまちづくりに関する各種施策の立案過程への当事者参画、誰もが参加できるイベントや会議等の開催・運営方法
イ 身近なところで誰もが安心して相談・支援が受けられる体制づくり
ウ コミュニケーション支援、福祉的就労の場の拡充や補助犬への理解促進
エ 高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加促進
オ 認知症への理解促進、見守り体制の構築や社会参加機会の確保を促進
カ 外国人相談や情報提供体制の充実を図る
キ 障がいの有無や性別、年齢に関わらず、ともにスポーツを楽しむ機会の拡大
ク 障がい者が多様な文化芸術活動に参加できるように支援
ケ 誰もが選挙で投票できるような配慮

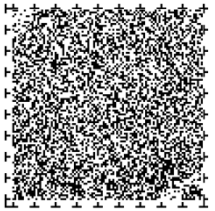

6 推進状況の管理 ＝主要な指標＝

指 標		実績(R5)	目標(R11)
1 全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することを可能にする**『ひとづくり』**			
①	ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合	65.1%	**70.0%**
2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる**『まちづくり』**			
②	バリアフリー化に対応した特定公共的施設数〔累計〕	111施設	**129施設**
③	バス事業者のノンステップバスの導入率	45.7%	**49.6%**
④	ひとにやさしい駐車場利用証制度駐車区画数〔累計〕	1,132区画	**1,270区画**
3 全ての人に使いやすい**『ものづくり』**			
⑤	ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した製品の製造事業者数【累計】	10事業者	**20事業者**
4 全ての人が必要な時に必要な形で受け取ることができる**『情報発信』**			
⑥	手話通訳者・要約筆記者派遣件数〔累計〕 ※	183件	**493件**
⑦	ユニバーサルデザイン電子マップ登録施設数〔累計〕	1,532件	**1,650件**
5 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる**『参画』**			
⑧	こどもや障がいなどの当事者から直接意見を聴取している自治体数	5自治体	**10自治体**
⑨	障がい者の雇用率	2.42%	**2.70%**

※ 令和3年度からの累積値であること。